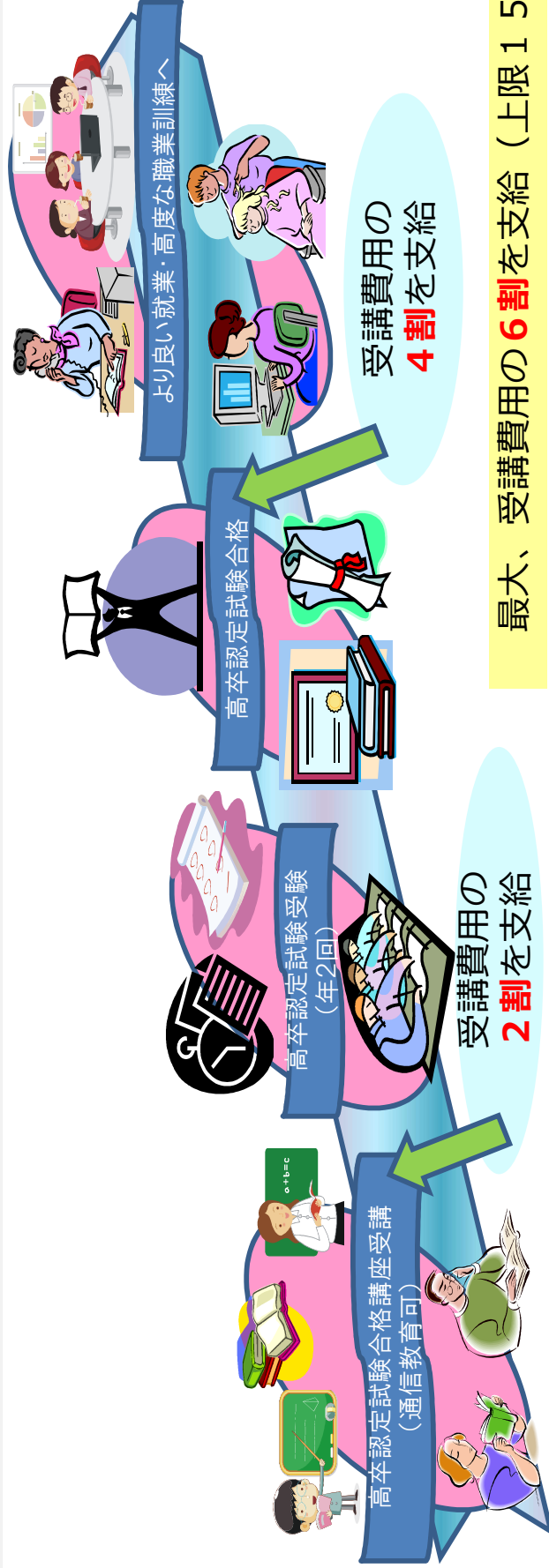


ひとり親家庭の親子の学び直しの支援 ～高等学校卒業程度認定試験の合格支援～

学びを応援

現状

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、平成27年度より、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給。



最大、受講費用の6割を支給（上限15万円）

課題

対応

※平成28年4月から実施

- ひとり親家庭の子供の高校中退率等は高い水準にあり、ひとり親家庭の子供についても支援が必要。
- 既に本事業の対象となっているひとり親家庭の親についても、確実に試験合格につなげていくことが必要

- ひとり親家庭の子供を**高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の**対象に追加**。
- 親子いずれの場合も学習支援事業と組み合わせて実施可能な仕組みとする。
- e-ラーニングの活用も推奨する。

ひとり親への生活・学習支援の実施

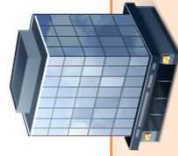
現状

- ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。
- ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

対応

※平成28年度から実施

- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理講習会、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。
- ひとり親が生活支援を利用する際には、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。



悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会の開催、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。

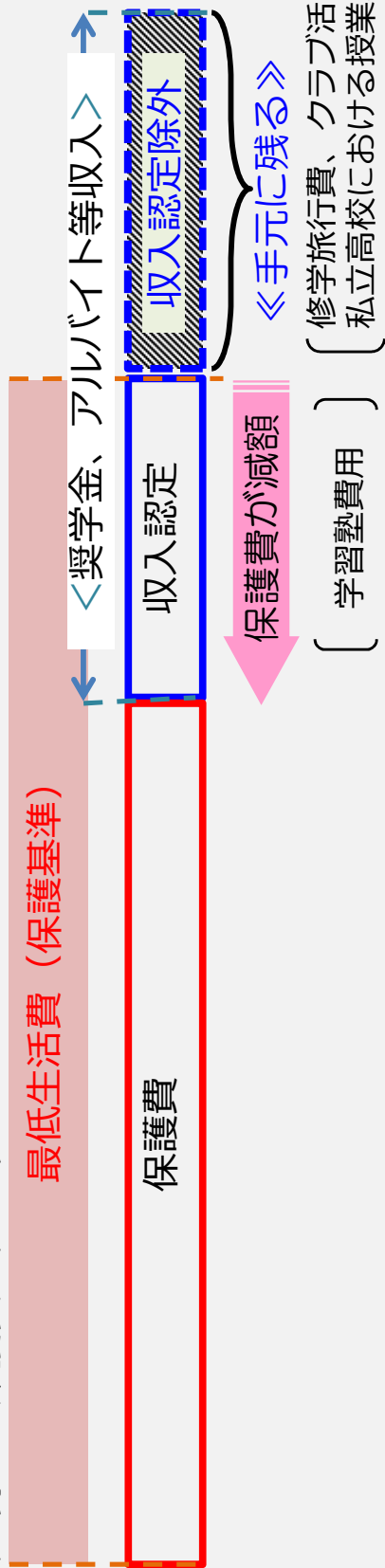


生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

現状

○生活保護受給世帯の子どもに対しては、教育扶助、高等学校等就学費を支給するとともに、自立更生のために当てられる奨学金、アルバイト収入等を収入認定から除外することで支援をしている。

(参考) 現行の保護費の仕組み



課題

○子どもの貧困の連鎖の解消という観点から、まずは高校進学率上昇、高校中退の防止に取り組むことが重要な課題であり、さらに、大学進学率の向上も視野に取り組むことも必要である。

○一方、学習塾費用については、現行の運用上、保護費の支給対象及び収入認定除外の対象となっていない。

対応

※平成27年10月施行済み（平成27年8月6日通知発出）

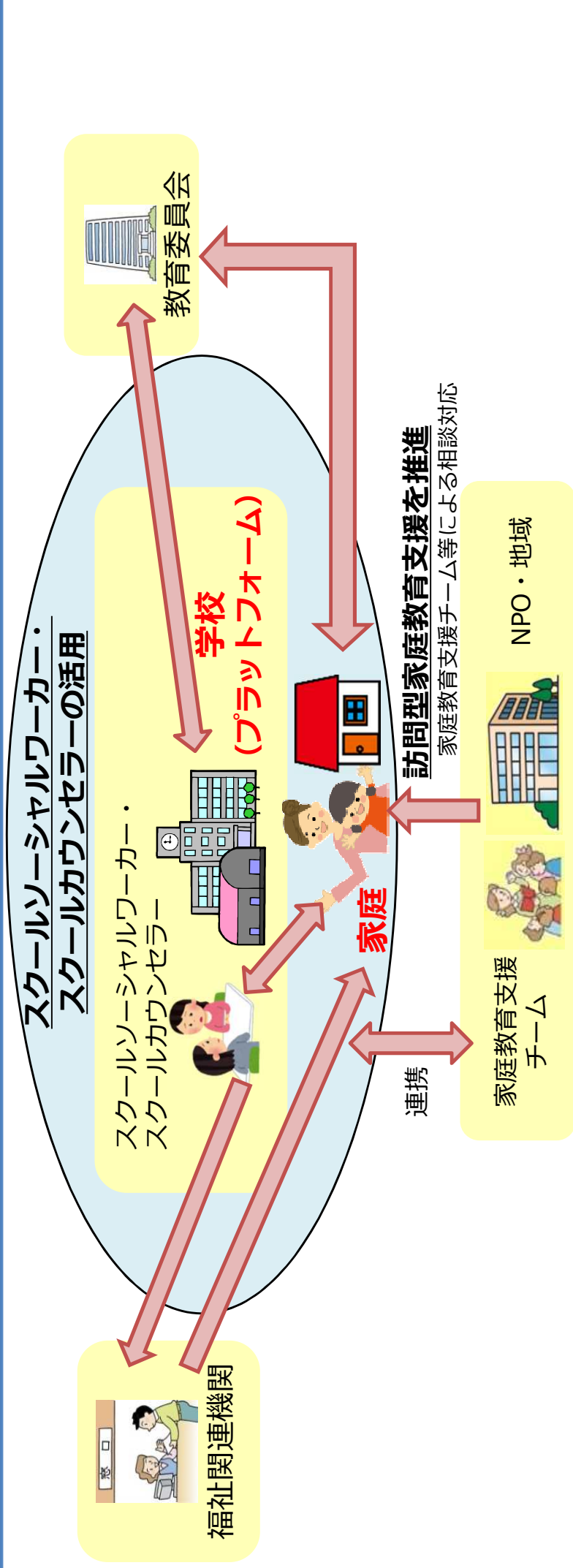
○生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。

○また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

概要

全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図る。



○スクールソーシャルワーカーの活用

- ・学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備
- ・貧困対策のための重点加配等、配置を拡充

○スクールカウンセラーの活用

児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充

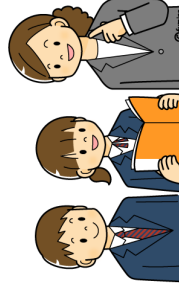
○家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学校における学力保障等による教育環境等の整備を図る。

○教職員等の指導体制を充実

家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進



○夜間中学の設置促進

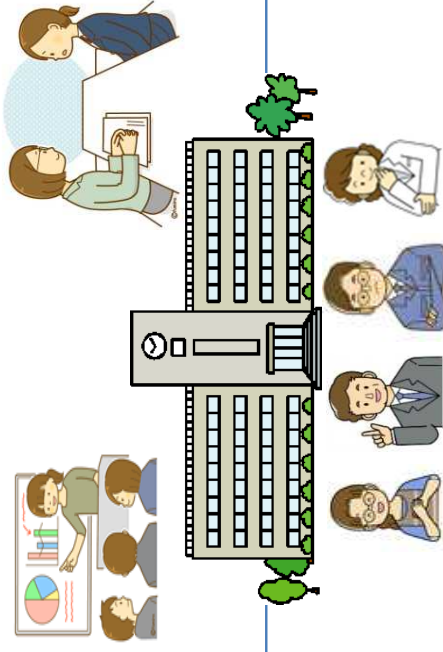
義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学の設置を促進

○サポートスタッフの派遣

公立高等学校等に、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフ（退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター等）の配置充実のための支援を実施

○多様な学習を支援する高等学校への支援

定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する
高等学校への支援を実施



教育環境等の整備（地域と学校の連携・協働による教育力の充実）

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、地域と学校の連携・協働による教育力の充実による教育環境等の整備を図る。

○コミュニティ・スクールの導入支援

コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進

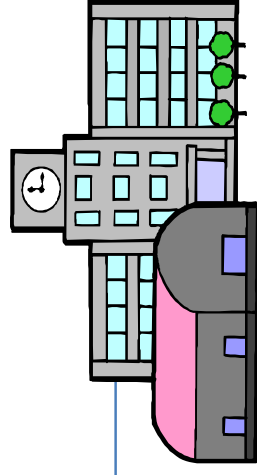


○地域と学校の連携・協働

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備

○放課後子供教室の充実

全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実



青少年の「自立する力」応援プロジェクト

概要

青少年の「自立する」カ応援プロジェクトとして、「生活・自立支援キャンプ」、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」による支援を実施する。

青少年の「自立する」カ 応援プロジェクト



体験活動のノウハウや全国28の教育施設などを活かすとともに、関係機関と連携して、総合的な取り組みを行う

「生活・自立支援キャンプ」 の実施

ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、国立青少年教育施設において、「生活・自立支援キャンプ」を実施。

生活習慣や自立的行動習慣の
定着

「子どもゆめ基金」による支援

民間団体が、困難な環境にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、従来の「子どもゆめ基金」における支援では対象外とされていた参加者の交通費・宿泊費や飲食代など（自己負担経費）について、支援。

体験活動等への参加に係る
経済的負担の軽減

学生サポーター制度による支援

児童養護施設または母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬（10万円/月）を支給。

学生生活を経済的に支援、
体験活動に関する知識や
技能の習得

UP!

青少年の自立する力

現状

- 就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。
- 対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）
- 支給対象期間は最長2年間、支給額は月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

高等職業訓練促進給付金の実績（平成25年度）

・ 総支給件数	：	7,875件
・ 資格取得者数	：	3,212人（看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など）
・ 就職者数	：	2,631人（看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など）

課題

- 高等職業訓練促進給付金については、看護師など修学期間が3年以上の場合、1年間は給付金による生活費の支援が受けられない。



対応

※平成28年4月から実施

- 高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実させる。
- ・ 支給期間の延長：**2年→3年**
- ・ 対象資格の拡大：**2年以上修学する資格→1年以上修学する資格**（調理師や製菓衛生師も新たに対象）
- ・ **通信制の利用要件の緩和**：本人が仕事をしながら資格取得を目指す場合にも、通信制を利用可

現状・課題

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る必要がある。



対応

※平成27年度補正予算で実施

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

○高等職業訓練促進資金貸付事業を以下のとおり創設する。

- ・対象者：ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者
- ・貸付額：養成機関への入学時 **入学準備金 50万円**

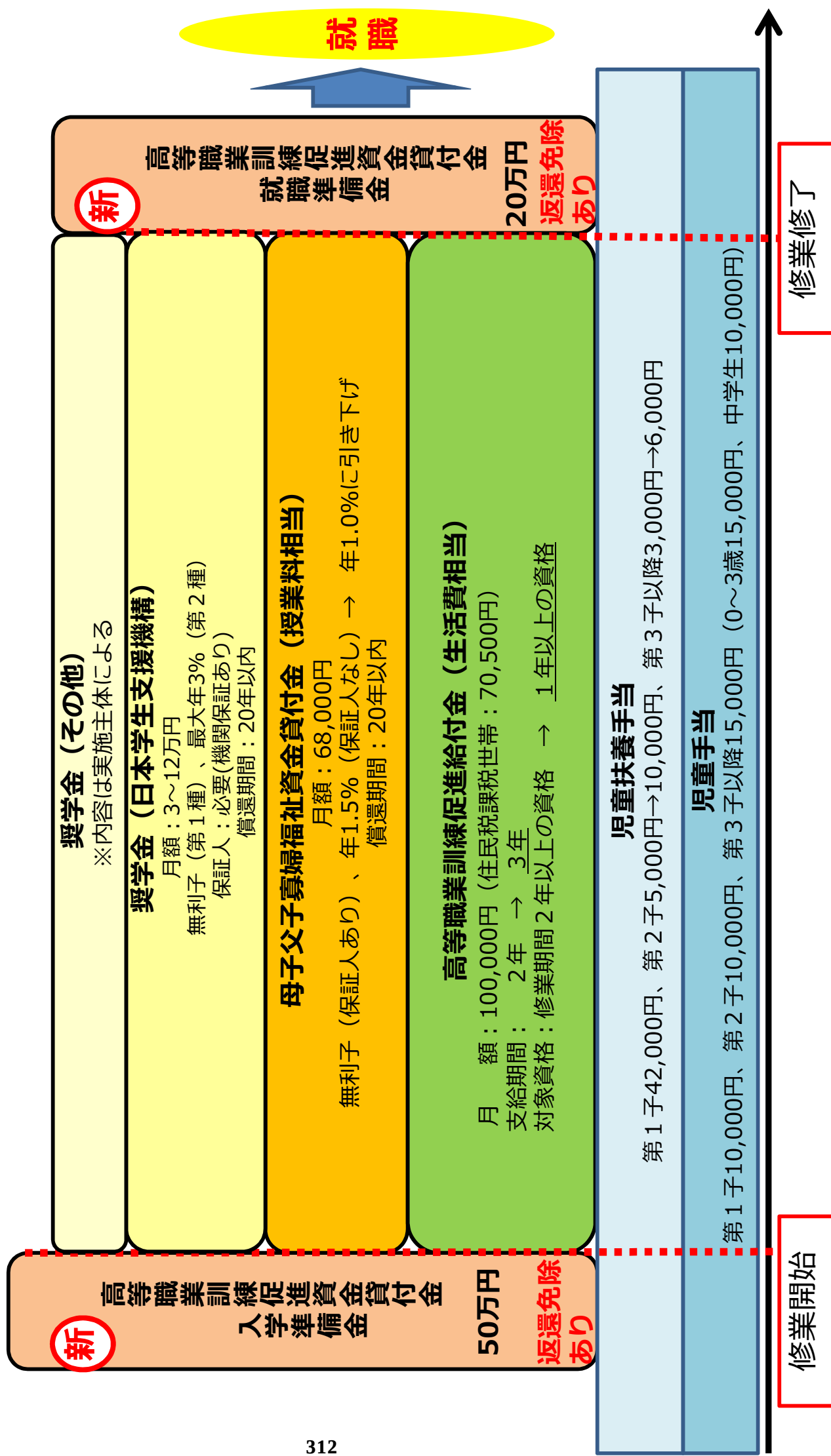
養成機関を修了し、資格取得をした場合 **就職準備金 20万円**

- ・返還免除：貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、**5年間**その職に従事したときは、**貸付金の返還を免除する**。

ひとり親の資格取得の支援（給付金・貸付金）

仕事を応援

ひとり親に対しては、児童手当や児童扶養手当に加え、高等職業訓練促進給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、奨学金の活用が可能であるが、さらに高等職業訓練促進資金貸付金を創設することにより、資格取得を支援。



自立支援教育訓練給付金の充実

仕事を応援

現状

○教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給（自立支援教育訓練給付金：受講費用の2割、上限10万円）することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

自立支援教育訓練給付金の実績（平成25年度）

- ・支給件数：1,004件
- ・就職件数：675件
- ・対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など（介護職員初任者研修、簿記、パソコン技能等）

課題

○働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとする必要。



対応

※平成28年4月から実施

自立支援教育訓練給付金について、以下のとおり充実する。

- ・訓練受講費用の**2割（上限10万円）を助成→6割（上限20万円）を助成**

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン①

仕事を応援

「出張ハローワーク！」

～地方自治体との連携による就労支援の強化～

現状

- 都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。
- このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

課題

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、地方自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、地方自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。

対応

※平成27年度より実施

- 児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に、『出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン』を実施し、周知用のチラシを自治体からの郵送物に同封してもらう等、集中的に配布。
- 地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する取組を強化。また、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への誘導を強化。
- 既存の一体的実施事業の施設で、ひとり親家庭を対象としていない場合には、地方自治体のニーズを踏まえつつ、ひとり親家庭の就労支援に関する事業の追加を検討。

実施結果

- ・臨時相談窓口の設置件数 412か所
相談件数 3,217件
(※平成27年8月31日時点)
- ・生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口）
：86市区（161拠点） ※平成27年10月1日時点

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン①

「出張ハローワーク！」

～地方自治体との連携による就労支援の強化～

仕事を応援

- 都道府県労働局長に対し、**地方自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置について重点的に取り組むよう指示。**
- また、全国会議において職業安定部長に対し、指示。
- これを受け、各労働局・ハローワークにおいてプレスリリース、リーフレット等を活用して**積極的に周知・広報。**

【取組実施状況】
常設窓口161か所に加え、**臨時相談窓口を412か所設置。**

プレスリリース(例)



Press Release

香川労働局
平成 27 年 7 月 30 日発表

報道関係者各位

“ひとり親全カサポートキャンペーン”を実施します

香川労働局(局長 藤永芳樹)及び香川県内ハローワークでは、ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせ、「ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施します。

キャンペーン期間中は、下記内容にて香川県内ハローワークが市役所及び町役場に臨時窓口を設置する等の取組みを行います。

なお、当該事業における臨時窓口設置については、香川県内で**初めての実施**となり、概要は以下のとおりです。

記

リーフレット(例)

がんばるあなたをハローワークが応援します !!

出張ハローワーク！ ひとり親全カサポートキャンペーン

お住まいの盛岡市に、ハローワーク盛岡の臨時相談窓口を設置します！

普段は忙しくてハローワークに足を向けることができないお父さん、お母さん、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひ足をお運びください。

あなたのお仕事についての悩みを、ハローワークにご相談ください。

- ・仕事を探しているが、見つからない。
- ・今の仕事より、条件のよい仕事を探している。
- ・もう1つ仕事を探している。

〇臨時相談窓口開設日時

8月18日(火)、21日(金)、25日(火)、
28日(金)、31日(月)

各日の午前10時～12時、午後1時～3時

窓口案内図

よりおかりんじそうだんまどぐち

ハローワーク盛岡臨時相談窓口

【盛岡役所2Fエレベーター前ホール】

児童扶養手当現況届受付窓口

待合ホール

エレベーター

エレベーター

岩手銀行

市民税入口

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン② ～マザーズハローワーク事業におけるひとり親支援の体制整備～

仕事を応援

現状

- 子ども連れで来所しやすい環境を整備のうえ、担当者制によるきめ細かな職業相談の実施。
- あわせて、地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報を提供。

課題

- 安定した雇用への就労を推進するため、ひとり親に対する就職支援を充実することが必要。

対応

- ひとり親に対して専門的な支援を実施するため、各マザーズハローワークに、ひとり親の就職支援担当の専門相談員を新規配置する（平成28年度 21人（各所1人））とともに、プライバシーに配慮した相談環境を整備する。
- 地方公共団体やひとり親家庭への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施する。
- ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導・あっせん機能を強化するため、各マザーズハローワークに職業訓練担当の専門相談員を新規配置する。（平成28年度 42人（各所2人））

316

マザーズハローワーク事業の利用実績（平成26年度）

- ・新規求職者数： 219,085人（うち担当者制支援対象者 71,560人）
- ・就職件数： 76,119件（うち担当者制支援対象者 62,611件）



ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン③

～助成金の活用・拡充～

仕事を応援

現状

- 関係する助成金としては、
- ・ 試行的な雇入れを経た安定就業を支援する制度として『トライアル雇用奨励金』
- ・ 就職困難者の雇用をサポートする制度として『特定求職者雇用開発助成金』
- ・ 非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として『キャリアアップ助成金』がある。

助成金の概要・実績

【概要】

- トライアル雇用奨励金： 一定期間（最大3か月） 試行雇用した場合に15万円を支給（月額5万円）
- 特定求職者雇用開発助成金： ひとり親などの就職困難者の雇入れ後、最初の半年を第1期として30(25)万円、次の半年を第2期として30(25)万円、合計60(50)万円を支給（括弧書きは中小企業以外の場合の額）
- キャリアアップ助成金
317 有期契約労働者を正規雇用に転換した場合に50(40)万円+10万円（ひとり親加算）を助成 等
（平成27年12月時点の助成額(括弧書きは中小企業以外の場合の額)）

【平成26年度支給実績（ひとり親家庭の親の実績）】

- トライアル雇用奨励金： 26人（259万円）
- 特定求職者雇用開発助成金： 36,262件（133.6億円） ※第1期及び第2期の支給件数の計
- キャリアアップ助成金： 327人（1.8億円）（正規雇用等転換コースに限る）

課題

- 結婚、育児等で離職し、長期のキャリアブランクがあるひとり親の中には、再就職に当たって、まずは試行的な雇用（有期雇用）を希望する者が一定程度いるため、試行的な雇用が有効。
- 加えて、試用雇用から長期雇用につなげる道を広げることが重要。
- また、キャリアアップ助成金の活用による正規雇用転換等も引き続き重要。

対応

- トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。
※平成28年度から実施
- キャリアアップ助成金についても、引き続き活用を促進。

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進①

現状と課題

- 出産・育児等を理由とする離職後の再就職のためには、実践的な職業能力開発への支援が必要
- 特に求職者支援訓練（雇用保険を受給できない求職者が対象）については、受講者の7割を女性が占めており（30代以降の女性のうち約2割がひとり親）、育児等に配慮した職業訓練の拡充が必要

対応

- 求職者支援訓練において、以下のコースを新設する。
 - ・託児サービス支援付きの訓練コース
 - ・1日の訓練時間を短く設定した短時間訓練コース（約4時間/日）
- ひとり親に対する訓練受講のあっせんの更なる優遇を実施する。（平成28年1月～）
- より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを新設する。
- 公共職業訓練（主に雇用保険を受給している求職者が対象）において、既に実施している託児サービス支援付きコース及び短時間訓練コースを平成28年4月から拡充する。

求職者支援訓練の概要

- 対象：雇用保険を受給できない求職者
（職業経験が乏しい方、育児で仕事にブランクのある方等）
※ひとり親の方等を、就職困難者としてあてさせていただきます
- 訓練の種類：基礎コース（基礎的能力を習得）、実践コース（基礎～実践的能力を習得）
（実践コースの例）
- ・介護系（介護福祉サービス科等）・医療事務系（医療・調剤事務科等）等
- 訓練期間：3～6か月

- ・平成26年度実績（速報値）：受講者数合計：55,002人
うち女性：39,245人（71.4%）
- ・30代女性に占めるひとり親の割合：23.1% ※JILPT制度利用者調査
40代女性に占めるひとり親の割合：26.1% ※JILPT制度利用者調査



(託児サービスの様子)

(訓練風景)

(参考：公共職業訓練における託児サービス支援の実績)

	設定コース数	託児利用受講者数	申込児童数
平成25年度	266コース	473人	514人
平成26年度	428コース	519人	575人

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進②

(職業訓練におけるEラーニング等の活用促進)

仕事を応援

現状と課題

- 子育てや働きながら更なるキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、Eラーニングを活用した講座の設定を検討する必要
- 公的職業訓練については、公共職業能力開発施設や民間の教育訓練機関での集合型訓練が原則
- 訓練費用の一定割合（最大6割）を個人に支給する専門実践教育訓練の対象となっている通信制の講座が少ない

対応



- 子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、平成28年4月より公的職業訓練におけるEラーニングを試行実施する。
- 専門実践教育訓練について、ひとり親家庭の親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化(平成27年10月)し、対象となる講座を拡充する。（例：看護師資格取得のための通信制の養成課程など）

公的職業訓練におけるEラーニングの試行実施の検討

- Eラーニングは、育児等による時間的制約を抱える求職者の訓練として高い期待があるものの、課題も存在
 - ・ 受講状況確認のための技術的工夫が必要
 - ・ 受講者のモチベーション維持が必要



Eラーニング固有の課題を整理・検証し、試行を通じて、公的職業訓練への導入可能性を検証

准看護師→看護師のキャリアアップイメージ

- 高等職業訓練促進給付金を活用し、准看護師資格を取得
 - ↓
- 准看護師として一定年数活躍
 - ↓ 更なるキャリアアップ
- 専門実践教育訓練給付を活用し、通信制の養成課程を受講し看護師資格を取得

資格取得者のうち、資格が役にたっているとする者の割合
准看護師 96.4%、看護師 87.8%
(全体 60.7%)

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進③

(ジョブ・カードの活用促進等)

仕事を応援

現状

- 正社員経験の少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援を通じ、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講を促進
- 公的職業訓練において、ジョブ・カードの活用を図るとともに、キャリアコンサルティング等による職業能力証明のツールとして、求職者や在職者、学生等も対象に普及を促進



ジョブ・カード



課題

- ひとり親を含めた求職者等に対する、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援が、充分に進んでいない。
- ジョブ・カードの活用が訓練実施時等の場面に限定されている。



対応

- ジョブ・カードを、生涯を通じた「キャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして継続的に活用
- ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増
- 公的職業訓練において引き続きジョブ・カードを活用
- ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進
- ひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施

母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実

仕事を応援

現状

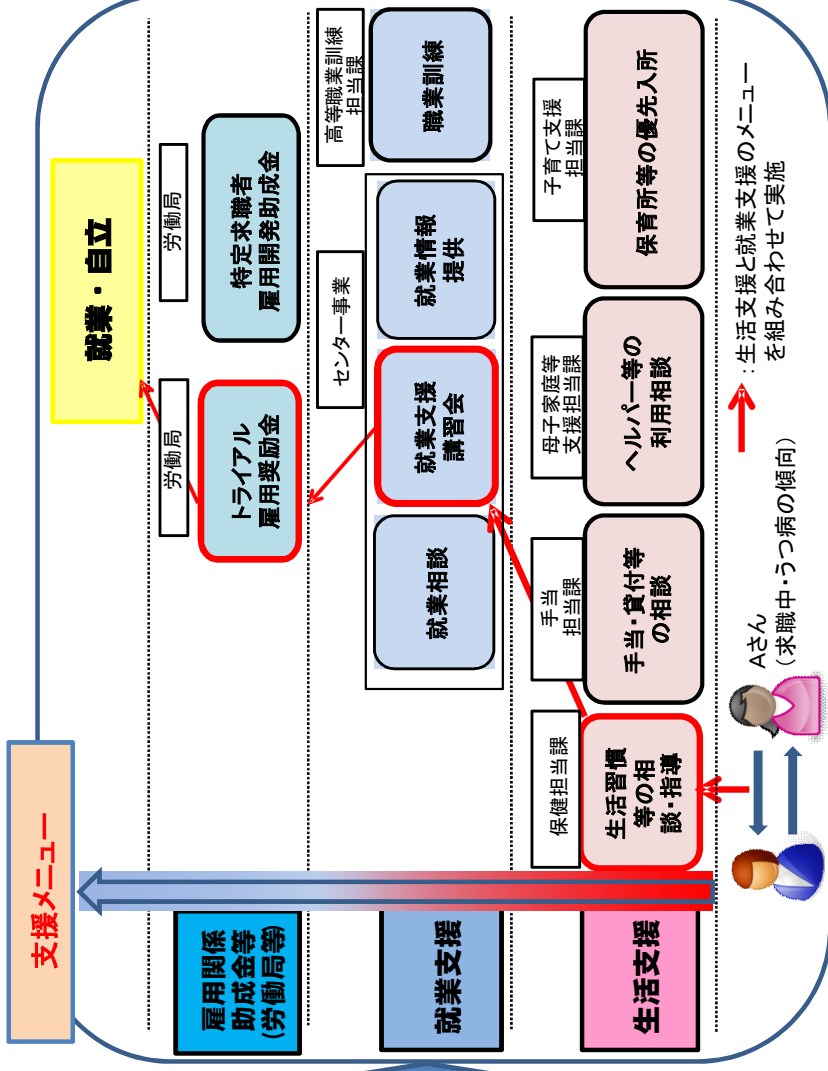
多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒に整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し就業自立を支援する。

プログラム策定事業
対象者にとって身近な
福祉事務所等で実施

【プログラム例】

- 課題と支援
- ①うつ病の傾向
→医療機関の受診
 - ②就業意欲の喚起
→就業支援講習会の受講
 - ③就職への自信を深める
→トライアル雇用の
コーディネート
- 経過と評価
※評価を踏まえて、
随時見直し

プログラム



平成25年度 実績
実施自治体数：565自治体
(全901自治体の62.7%)
策定件数 7175件

課題

就業後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのフォローが不十分

対応

※平成28年度から実施

プログラム策定による自立後、1年間のアフターケア
(定期的な相談の実施等)を行う。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

仕事を応援

現状と課題

- 育児休業を取得しつつ第1子出産後も継続就業をしている割合をみると、正規職員は育児休業取得による継続就業が進んでいる（平成17年～21年で43.1%）ものの、パート・派遣といった非正規雇用労働者は低い水準（平成17年～21年で4.0%）に留まっていることから、非正規雇用労働者の育児休業取得促進を図る必要がある。

対応

- 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。

【現行法】

- ① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること
- ② 1歳以降も雇用継続の見込みがあること
- ③ 2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く

【労働政策審議会雇用均等分科会報告書（案）】

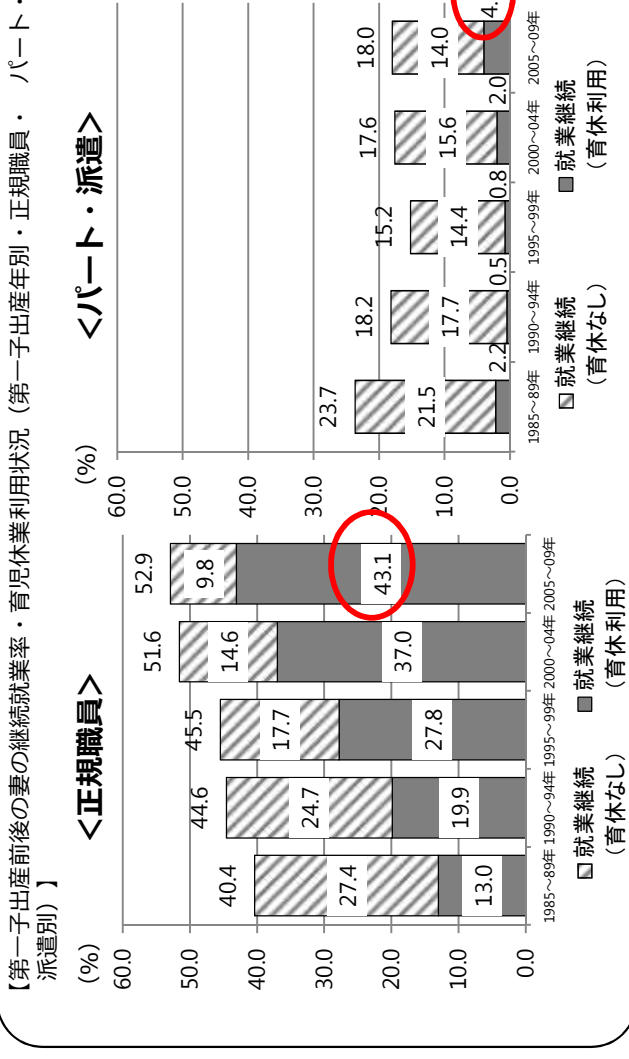
（平成27年12月7日）

②の子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること、という要件について、事業主にとっても労働者にとっても分かりづらいという課題があることから、育児又は介護を理由として雇用関係が終了することから、その継続を図ることを目的とする制度であるという育児休業・介護休業制度の趣旨を踏まえつつ、育児休業の取得を促進するため、有期契約労働者の育児休業取得要件については、以下の通り、現行の②の要件を削除し、③の要件を「(ii) 子が1歳6ヶ月に達するまでの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかである者を除く」のように見直すことが適当である。

【対応】

（現行の②の要件を削除し、③の要件を緩和する。）

- ① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること
- ② 1歳6ヶ月までの間に更新されないことが明らかである者を除く。



公的賃貸住宅等における

子育て世帯の居住の安定の確保

概要

ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、公的賃貸住宅等を活用し、ひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定を図る。

公的賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保

公営住宅

公営住宅の入居支援

＜対象＞

ひとり親世帯や多子世帯等の特に住宅困窮度が高い者

＜施策概要＞

事業主体の判断による、公営住宅への入居者選考における優先的な取扱い 等

UR賃貸住宅

UR賃貸住宅における子育て世帯向け制度

＜対象＞

子育て世帯等

＜施策概要＞

- ・子育て世帯への家賃減額（地優賃制度を活用）
- ・子育て世帯等とそれを支援する世帯が近居する場合には、一定期間の家賃減額 等

地域優良賃貸住宅

賃貸住宅の整備費・家賃低廉化への支援

＜対象＞

子育て世帯等の各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯

＜施策概要＞

賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃低廉化に対し、国と地方公共団体が協力して支援

民間賃貸住宅

民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保

住宅確保要配慮者

あんしん居住推進事業

＜対象＞

住宅に困窮している低所得の子育て世帯等

＜施策概要＞

居住支援協議会等との連携や管理の下で、空き家等のリフォームやコンバージョンへの支援

住まいを応援